

# 新潟市フッ化物塗布実施要領

新 潟 市  
(令和3年4月1日改正)

# 新潟市フッ化物塗布実施要領

## 1 目 的

幼児の歯科保健対策としてむし歯予防に有効なフッ化物塗布を実施することにより、幼児の健全な口腔の育成を促すとともに、生涯にわたる歯科保健に対する意識の向上を図ることを目的とする。

## 2 対象者

1歳誕生歯科健診、1歳6か月児健診及び3歳児健診を受診し、フッ化物塗布を希望した者。

## 3 実施日

1歳誕生歯科健診、1歳6か月児健診及び3歳児健診を実施する日。（以下「健診併設日」という）

## 4 実施方法

フッ化物塗布希望者に対し歯科健診と歯ブラシ又は綿棒によるフッ化物ゲル塗布法でフッ化物塗布を行う。なお、母子健康手帳に健診結果を記載し必要な保健指導を行う。

## 5 一部負担金

新潟市保健所条例施行規則による。

## 6 利用方法等

フッ化物塗布の希望者は、健診併設日において、健診終了後、フッ化物塗布を行うものとする。

### 附 則

この要領は平成17年4月1日から適用する。

### 附 則

この要領は平成17年10月1日から適用する。

### 附 則

この要領は平成18年4月1日から適用する。

### 附 則

この要領は平成19年4月1日から適用する。

### 附 則

この要領は平成20年4月1日から適用する。

### 附 則

この要領は平成25年11月1日から適用する。

### 附 則

この要領は平成27年4月1日から適用する。

### 附 則

この要領は平成30年4月1日から適用する。

### 附 則

この要領は令和2年4月1日から適用する。

### 附 則

この要領は令和2年8月1日から適用する。

附 則

この要領は令和3年4月1日から適用する。